



# 「誰か」のことじゃない

12月4日～10日は人権週間です

「人権」とは、だれもが持っている私たちが幸せに生きるための権利のことで、相手の気持ちを考える思いやりの心や違いを認め合う心によって守られるものです。

しかし、子どもへの虐待やパートナーからの暴力、性別・国籍・身体的理由による差別など、さまざまな人権問題が発生しています。

みんなが幸せに暮らすために、身近な問題として人権について考えてみませんか。

## 身近に起きている人権問題

人権と聞くと、難しく堅苦しい印象を受ける人もいないでしょうか。人間関係や生活環境、家族、友人のことなど、皆さんが悩んでいる身近な問題も、根底に人権問題が関わっていることがあります。人権問題は、世界での飢餓や貧困、人身売買などのほか、学校でのいじめや子どもへの虐待、パートナーに対する暴力やセクシャル・ハラスメントなど、私たちの身近で起きている問題まで幅広く存在します。

近年では、スマートフォンやSNSの普及により、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長するような情報の発信、プライバシーの侵害が多発しているほか、LGBTQなど性的マイノリティに対する偏見も問題となっています。

これらの問題の解決には、私たち一人ひとりが「誰か」のことではなく、自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて認識を深めていくことが不可欠です。

## 人権擁護委員は身近な相談相手

人権問題の地域の身近な相談相手として、民間の立場から人権擁護活動に取り組む人権擁護委員がいます。人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間ボランティアで、全国の市町村に配置されています。

本市の人権擁護委員は船橋人権擁護委員協議会に所属し、船橋市の人権擁護委員と共に相談事業や啓発活動を実施しています。

人権擁護委員は、いじめ・体罰の問題、暴行・虐待、差別、名誉棄損・プライバシー侵

害、セクシュアル・ハラスメント、インターネット上での誹謗中傷など、身近な人権に関する相談に応じています。相談内容によっては、法務局職員と協力して、調査・処理に当たります。

子どもへの人権啓発活動としては、小学生を対象に人権啓発ビデオなどを通して「いじめ」について考えてもらう人権教室や、子どもたちが協力して花を育て、命の大切さを実感し思いやりの心を育んでもらう「人権の花運動」など、さまざまな啓発活動や啓発イベントなどを実施しています。

## さまざまな相談方法があります

人権擁護委員は法務局船橋支局職員とともに、法務局船橋支局で面談や電話による人権相談に応じています。八千代市役所でも、毎月第2木曜日に特設相談所を開設し、人権擁護委員が人権相談に応じています。

また、面談や電話では相談しにくい子どもたちのために、毎年「こどもの人権SOSミニレター」を小・中学校で配布し、本人が希望する方法で返信しています。「人権に関わる悩みを相談したい」という人は、一人で悩まずお気軽にご相談ください。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守されます。

■常設相談 祝日を除く月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時15分／千葉地方務局船橋支局内相談室（船橋市海神町2-284-1 ☎431-3681）。電話相談もできます。

■特設相談 祝日を除く毎月第2木曜日午後1時～4時／市役所1階第1相談室。人権擁護委員2人が相談に応じます。

12月は人権週間にあわせて実施します。12月1日(金)午後1時～4時、八千代市福祉セン

ター4階研修室。予約不要です。当日直接会場へお越しください。

人権相談の日時は、広報やちよ毎月1日号の6ページ「相談案内」と市ホームページに掲載しています。

■電話相談 みんなの人権110番（人権全般の相談）☎0570-003-110、こどもの人権110番（いじめ、虐待など子どもに関する相談）☎0120-007-110、女性の人権ホットライン（女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談）☎0570-070-810、外国語人権相談ダイヤル（Foreign-language Human Rights Hotline / 日本語を自由に話すことができない人からの人権相談）☎0570-090-911。受付時間はいずれも平日午前8時30分～午後5時15分です。外国語人権相談ダイヤルのみ、平日午前9時～午後5時。

■インターネット相談 パソコンや携帯電話からインターネットを利用して相談を行うことができます。右下のコードから相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容などを記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メールまたは電話で回答します。



▲相談フォーム

■SNS(LINE)人権相談 SNS(LINE)から、各法務局の人権相談を利用することができます。受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。



▲ホームページ

人権相談についての詳細は、右のコードから法務省人権擁護局のホームページをご覧ください。

お問い合わせは  
健康福祉課☎421-6731へ

**低所得世帯向けの給付金は決まり次第お知らせします**


国の経済対策として支給する低所得世帯向けの給付金について現在準備を進めています。対象世帯や申請方法など詳細が決まり次第、ホームページ、広報やちよでお知らせします。

(福祉総合相談課☎421-6738)

**消費者ホットライン188(局番なし)相談を**

消費者ホットライン188(局番なし)は、お近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。「悪質商法などによる被害にあった」「ある商品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていることはありませんか?そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

(消費生活センター☎485)0559)




消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「イヤヤン」

**募集 事業者用「太陽光パネル」の共同購入の参加者**

千葉県では、事業者向けの太陽光パネルをみんなでおトクに購入する共同購入の参加者を募集しています。「みんなの会社に太陽光」は多くの事業者が一緒に安心して「太陽光パネル」を購入、設置できる共同購入キャンペーンです。さらに電気代の削減が期待でき、災害時の電気の確保にも役立ちます。

▼登録方法 左下のコードからホームページにアクセスして参加登録。建物の詳細や電力使用に関する情報を入力 ▼登録期間 12月18日(月)まで ▼問い合わせ みんなの会社に太陽光事務局☎0120(203)5000 (土曜・日曜日、祝日を除く午前10時～午後6時)

(環境政策室)



**12月10日(日)から19日(火)まで冬の交通安全運動**

飲酒運転は絶対しない、させない、許さない

年末は、お酒を飲む機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されます。また、日没が早い時期であることから、夕暮れ時や夜間、明け方の交通事故の増加も心配されます。そこで、市が交通安全教育や広報啓発活動を集中的に展開し、広く交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止しましょう。

■重点目標 ①飲酒運転の根絶、②夕暮れ時と夜間の事故防止と安全運転意識の向上、③自転車などのヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(土木維持課☎421-6786)